

入札広告

次の工事を、契約責任者が指名基準に基づき競争参加者を指名するとともに、広告により指名基準に基づき指名された競争参加者以外の競争参加者を募ることを目的とした、公募併用型指名競争入札に付します。

平成 28 年 5 月 20 日

契約責任者 本州四国連絡高速道路株式会社
神戸管理センター所長 川上 賢明

記

1. 工事概要

- (1) 工事名 神戸淡路鳴門自動車道(特定更新等)舞子高架橋他塩害対策工事
- (2) 工事場所 自) 兵庫県神戸市垂水区東舞子町(KP12.965)
至) 兵庫県淡路市岩屋(KP17.784)
- (3) 工事概要 本工事は、舞子高架橋(上下線)及び松帆高架橋(上下線)において、塩害対策工を行うものである。
- (4) 工事概算数量 調査工 1式
ひび割れ補修工 2,900 m
塩害対策工A(連続繊維シート有り) 40,300 m²
塩害対策工B(連続繊維シート無し) 15,800 m²
附帯工(剥落防止ネット設置工) 1式
- (5) 工期 契約締結の日の翌日から 1,080 日間
- (6) その他 本工事は、以下の方法により落札者を決定する協議合意方式の対象工事である。
- ① 最低の価格をもって入札をした者の入札金額が、契約参考価格以下の場合、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札金額によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合などは、他の入札者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者若しくは協議対象者とする。
- ② 最低の価格をもって入札をした者の入札金額が、契約参考価格を超える場合は、最低の価格をもって入札をした者を協議対象者とし、協議の上、見積条件等に合理性又は妥当性を有すると判断した場合は、協議対象者を落札者とする。
- 本工事の入札において入札者がいないこととなった場合、特定の 1 者と随意契約に移行する可能性がある。その場合、契約参考価格を超えるときは、協議の上、見積条件等に合理性又は妥当性を有すると判断した場合に、随意契約の相手方とする。
- また、本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

2. 公募併用型指名競争入札の実施等に関する事項

- (1) 指名通知の日
平成 28 年 5 月 19 日
- (2) 指名業者数
11 者
- (3) 指名基準
① 有資格業者

指名通知の日において、本州四国連絡高速道路株式会社(以下「本四会社」という。)平成 27・28 事業年度一般競争(指名競争)参加有資格者(建設工事)(以下「有資格者」という。)のうち、「保全土木工事」の認定を受け、希望工事内容に「橋梁補修」がある者(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者)については、手続き開始の決定後、社長が別に定める手続きに基づく工事一般競争(指名競争)参加資格の再認定を受けていること。)であること。

②地理的条件

指名通知の日において、大阪府、兵庫県又は徳島県のいずれかに建設業法の許可に基づく本店、支店又は営業所を有すること。

③技術的適性

指名通知の日において、平成 13 年度以降において元請けとして完成及び引渡し完了した次の同種工事の施工実績を有すること。なお、特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての同種工種の施工実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。

同種工事(下記a)及びb)を必要とする。)

a) 橋梁における設計面積 1,000 m²以上の連続繊維シート^{注1)}の工事

注 1) 連続繊維シートとは、耐震補強工又は剥落防止対策工等において、コンクリート面に繊維シートを接着する工事をいう。

b) 営業する軌道(幹線)の跨線工事^{注2)}

注 2) 営業する軌道(幹線)の跨線工事とは、ピーク時の運行本数が片道 10 本/時以上の営業区間の軌道上で作業を行った橋梁の建設又は補修工事をいう。

なお、a)及びb)の施工実績を同一の工事において有する必要はない。

④過去の履行成績

平成 26 年度及び平成 27 年度において、当社における工事成績が2年連続して平均点 65 点未満でないこと。

⑤不誠実な行為の有無

a) 指名停止期間中でないこと。

指名通知の日から開札の日までの期間に、「工事請負契約に係る指名停止等に関する達」(本四会社達平成 17 年第 48 号)に基づき、「地域 1(兵庫県、徳島県)」において、指名停止を受けていないこと。

b) 請負契約の履行が不誠実でないこと。

工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に受注者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実でないこと。

c) 請負者の下請契約関係が不適切でないこと。

一括下請、下請代金の支払遅延、使用資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確でないこと。

d) 警察当局からの排除要請がないこと。

警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑥経営状況

手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全でないこと。

⑦安全管理の状況

安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続し、明らかに受注者として不適当と認められるものでないこと。

⑧労働福祉の状況

a) 賃金不払いの事実が継続し、明らかに受注者として不適切と認められるものでないこと。

b) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。

・健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 48 条の規定による届出の義務

・厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 27 条の規定による届出の義務

・雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

⑨その他

上記1.(1)に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

3.指名を受けていない者(以下「非指名者」という。)及び特定建設工事共同企業体を結成する者(指名を受けている者が、特定建設工事共同企業体を結成する場合を含む。以下同じ。)の競争参加資格等に関する事項

(1) 非指名者及び特定建設工事共同企業体を結成する者の競争参加資格

非指名者及び特定建設工事共同企業体を結成する者のうち、次に該当する場合は、本工事に関する競争参加資格確認申請書(様式1)及びその他確認資料(以下「申請書等」という。)を提出することができ、契約責任者により競争参加資格があると認められた場合、競争入札に参加することができる。この場合、上記2.(3)のうち、①における「指名通知の日」は「開札の日」と、②及び③における「指名通知の日」は「申請書等の提出期限の日」と読み替えるものとする。なお、特定建設工事共同企業体を結成する場合は、構成員のいずれもが、必要な条件をすべて満足していなければならない。

上記2.(3)指名基準の①及び③から⑨のすべてを満たし、かつ、下記3.(2)の条件を満たす者(指名基準の②地理的条件については、満たさなくてもよい。)

ただし、特定建設工事共同企業体を結成する場合、当該特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、上記2.(3)指名基準の③に示す同種工事の内容によらず、次の同種工事の施工実績を有すること。

同種工事

下記a)及びb)を必要とする。

a) 橋梁における設計面積500㎡以上の連続繊維シート^{注1)}の工事

注1) 連続繊維シートとは、耐震補強工又は剥落防止対策工等において、コンクリート面に繊維シートを接着する工事をいう。

b) 営業する軌道(幹線)の跨線工事^{注2)}

注2) 営業する軌道(幹線)の跨線工事とは、ピーク時の運行本数が片道10本/時以上の営業区間の軌道上で作業を行った橋梁の建設又は補修工事をいう。

なお、a)及びb)の施工実績を同一の工事において有する必要はない。

(2) その他の要件

① 次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。ただし、主任技術者又は監理技術者(以下「主任(監理)技術者」という。)については、工事の請負金額が2,500万円以上(消費税及び地方消費税相当額を含む額)の場合は専任で配置できること。

なお、専任を要する期間は、工事現場が稼働(準備工事を含む。)している期間とする。

また、特定建設工事共同企業体を結成する者にあつては、構成員のいずれもが、次に掲げる基準を満たし、関係法令に基づき、主任又は監理技術者を配置できること。

(イ) 専任の主任(監理)技術者にあつては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、申請書等の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

(ロ) 監理技術者にあつては、申請書等の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(ハ) 主任(監理)技術者は、当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る国家資格者又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

② 上記2.(3)指名基準の③における施工実績が、次に掲げるものでないこと。また、特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

本四会社(旧本州四国連絡橋公団を含む。)が発注し、平成13年度以降に完成及び引渡し完了した工事である場合にあつては、請負工事等成績評定要領第5条第2項に規定する評定表の評定点合計(以下「評定点合計」という。)が65点未満のもの並びに国、地

方公共団体及び公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項の政令で定める法人(以下「他の機関」という。)が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において施工実績として認めていないもの(施工実績が本四会社(旧本州四国連絡橋公団を含む。)及び他の機関が発注した工事で工事成績がないものについては65点とみなす。)

(3) 特定建設工事共同企業体の結成

特定建設工事共同企業体の結成は、次によること。

- ① 構成員の数は、2社とする。
 - ② 構成員の出資比率は、すべての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であること。
 - ③ 代表者の出資比率は、構成員中最大であること。
 - ④ 結成方式は、甲型とする。
 - ⑤ 同一会社が2以上の特定建設工事共同企業体の構成員となることはできないものとする。
 - ⑥ 構成員は、本工事に対応する建設業法(昭和24年法律第100号)の許可業種につき、許可を有しての営業年数が5年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。
 - ⑦ 特定建設工事共同企業体結成届を、上記3.(1)の競争参加資格確認申請書に添付して提出すること。なお、支店長等代理人の名義で提出する場合は、委任状を提出すること。
- (4) 特定建設工事共同企業体の構成員となった者は、単体企業としては当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格がないこと。

4. 非指名者の入札手続き等に関する事項

(1) 競争参加資格確認申請書の提出

入札参加希望者は、競争参加資格確認資料を添付した競争参加資格確認申請書を作成のうえ、(4)により提出するものとする。

(2) 競争参加資格確認申請書の作成方法

入札参加希望者は、競争参加資格確認資料作成要領に基づき、競争参加資格確認資料作成するものとする。

(3) 設計図書等の入手方法

入札参加希望者は、3.のために必要な競争参加資格確認資料作成要領、入札広告の写し、契約書案、入札及び見積り手引き、図面、仕様書、単価表及び割掛対象表(以下これらを総称して「設計図書等」という。)を、入札広告の日から平成28年5月31日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日10時00分から16時00分まで、下記の場所においてCD-Rにより無償で入手できる。

本州四国連絡高速道路株式会社 神戸管理センター 総務課
(住所) 〒655-0852 兵庫県神戸市垂水区名谷町549番地
(電話番号) 078-709-0084(代)
(E-mail) keiyaku-kobe@jb-honshi.co.jp

設計図書等の入手を希望する者は、以下の必要事項を入力した電子メール(テキスト入力)を、上記の電子メールアドレスに送信するものとする。設計図書等の交付は、電子メールにより行うが、当社からの受信確認は行わない。必要事項は間違いのないよう入力すること。なお、入力した情報の不備により発生した損失や損害について、当社は責任を負わない。

必要事項 メール件名: 神戸淡路鳴門自動車道(特定更新等)舞子高架橋他塩害対策工事

- ① 業者番号
- ② 業者名
- ③ 担当部署
- ④ 担当者名
- ⑤ 住所

⑥電話番号

⑦メールアドレス

※1 セキュリティ上の都合により、フリーメール及び添付ファイルは開封しない。

※2 やむを得ない事由により、メールにより入手できない場合に限り、書留郵便によりCD-Rを無料で交付する。

(4) 申請書等の提出期間、提出場所及び提出方法

申請書等の提出期間、提出場所及び提出方法は、下記のとおりとする。

- ①提出期間 平成28年5月20日(金)から平成28年5月31日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日10時00分から16時00分まで
- ②提出場所 (3)に記載する場所
- ③提出方法 ②提出場所に郵送等(書留郵便又は信書便。受領期間内必着)又は持参すること。電送によるものは受け付けない。

5.入札執行の日時及び場所

- (1) 開札日時: 平成28年6月28日(火) 10時30分
- (2) 場所: 上記4.(3)の会議室
- (3) 方法: 持参すること。

6.その他

- (1) 提出された申請書等は、返却しない。
- (2) 競争に参加するために必要な各書類の提出
提出期間内に到達がない場合は、その後に到達がなされた場合でも無効として取り扱うこととし、各書類は廃棄する。
- (3) 手続きに関する問い合わせ先は、上記4.(3)に同じである。
- (4) 上記2.(3)①に掲げる有資格者の認定を受けていない者も上記4.(4)により申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには、競争参加資格確認結果通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。
- (5) 申請書等に虚偽を記述した者は、当該工事の競争参加資格の確認を取り消すとともに、「工事請負契約に係る指名停止等に関する達」に基づく指名停止を行うことがある。
また、競争参加資格の確認を受けていない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。さらに、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消すものとする。
- (6) 入札者の故意又は重大な過失により入札書が無効になった場合は、当該入札者に対し、指名停止の措置を講じることがある。
- (7) 低入札価格調査を受けた者との契約については、契約保証金の額を請負代金額の10分の3以上とするとともに、前払金の額を請負代金額の10分の2以内とする。なお、本措置は、工事が進捗した場合の部分払の請求を妨げるものではない。
- (8) 契約書の作成は、必要である。
なお、当社が利用している電子契約サービスにより、電子契約書を使用した電子契約によることが出来る。(詳細は、当社ホームページ <http://www.jb-honshi.co.jp/keiyaku/index.html> による。)

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

本州四国連絡高速道路株式会社
神戸管理センター所長 川上 賢明 殿

業者番号(注)
住所
商号又は名称
代表者氏名 印
担当者氏名
電話番号

平成 28 年 5 月 20 日付けで入札広告のありました神戸淡路鳴門自動車道(特定更新等)舞子高架橋他塩害対策工事に係る競争に参加する資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、上記広告において示された競争参加資格に係る要件について、以下のとおり宣誓するとともに、添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

- ・ 契約を締結する能力を有しない者(未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。)及び破産者で復権を得ない者ではありません。
- ・ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではありません。

記

1. 競争参加資格確認資料
2. 特定建設工事共同企業体結成届(特定建設工事共同企業体を結成する場合のみ)

(注)業者番号は、当社ホームページ掲載の「H27・28 年度競争参加資格者工事有資格業者公表名簿」に記載している業者番号を記入して下さい。

また、特定建設工事共同企業体を結成する場合は、構成員の連名により申請して下さい。